

議 第 9 号

平成30年 1月15日提出

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部改正について

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を次のように改正したいので、議決を求めらる。

熊本市教育長 遠藤 洋路

くまもと森都心プラザ条例施行規則の一部を改正する規則

くまもと森都心プラザ条例施行規則（平成22年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「図書館資料」の次に「(DVD及びCDの視聴覚資料(以下「視聴覚資料」という。))を除く。以下同じ。)」を加える。

第6条中「高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を行う映像情報等の図書館資料(以下「視聴覚資料」という。))」を「視聴覚資料」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

くまもと森都心プラザの情報システムの更新に伴い、視聴覚資料の提供方法を変更するため所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第8号の規定に基づき議決を求めらる必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

くまもと森都心プラザ条例施行規則（平成22年教育委員会規則第15号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（利用の場所）</p> <p>第5条 図書館資料（<u>DVD及びCDの視聴覚資料（以下「視聴覚資料」という。）を除く。以下同じ。</u>）を図書館内で利用しようとするときは、所定の場所で利用しなければならない。</p> <p>（視聴覚資料の利用）</p> <p>第6条 図書館内の<u>視聴覚資料</u> _____ を利用しようとする者は、鑑賞申込書（様式第1号）を委員会に提出し、指定の場所でこれを鑑賞しなければならない。この場合において、視聴覚資料の数量は、1回当たり1点とする。</p> <p>第7条～第17条 （略）</p>	<p>第1条～第4条 （略）</p> <p>（利用の場所）</p> <p>第5条 図書館資料 _____ を図書館内で利用しようとするときは、所定の場所で利用しなければならない。</p> <p>（視聴覚資料の利用）</p> <p>第6条 図書館内の<u>高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を行う映像情報等の図書館資料（以下「視聴覚資料」という。）</u> を利用しようとする者は、鑑賞申込書（様式第1号）を委員会に提出し、指定の場所でこれを鑑賞しなければならない。この場合において、視聴覚資料の数量は、1回当たり1点とする。</p> <p>第7条～第17条 （略）</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

プラザ図書館の視聴覚資料の提供方法の変更について

1 開館時

プラザ図書館の開設にあたり、視聴覚資料の閲覧については、CDやDVD等の媒体ではなく、インターネットを通じて映像等の資料をダウンロードし、館内の閲覧用パソコンへの配信により、利用者が閲覧できるVODサーバシステム（（株）日鉄エレックス製）を導入。

くまもと森都心プラザの情報システム（商業金融課所管）を構成する機器としてリース

2 現状

（株）日鉄エレックスを吸収合併した日鉄住金テックスエンジ株式会社は、ディスクチェンジャーを製造するメーカーがなくなったため、既にVODサーバシステムの製造を終了しており、機器のリースは不可能。

3 今後

くまもと森都心プラザの情報システムの更新（平成30年4月1日）にあたり、CDやDVD等の媒体を使用して視聴覚資料を提供するサービスへ変更する。